

(介護予防) 訪問入浴介護 クローバーケアセンター 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社クローバーが開設するクローバーケアセンター（以下「事業所」という）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という。）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師及び介護職員（以下「訪問入浴介護従事者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 事業所の訪問入浴介護従事者は、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
2. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 クローバーケアセンター
2. 所在地 東京都渋谷区恵比寿南2-23-7 エビスパークヒルズ303号

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（介護職員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. 訪問入浴介護従事者
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上 } うち1名以上常勤

訪問入浴介護従事者は、指定訪問入浴介護等の提供にあたる。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとし祝日も営業する。
ただし、年末年始および事業所の指定する休業日を除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

第6条 (指定訪問入浴介護等の提供方法、内容及び利用料等)

1. 指定訪問入浴介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問入浴介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。
2. 指定訪問入浴介護等の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもって懇切丁寧に行うことを旨とし、1回の訪問につき、指定訪問入浴介護は看護職員1名及び介護職員2名、指定介護予防訪問入浴介護は看護職員1名及び介護職員1名をもって行い、これらの者のうち1名をサービス提供の責任者とする。なお、利用者の身体の状況が安定しており、入浴により利用者の身体的状況に支障を生ずるおそれがないと認められる場合、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を派遣することがある。
3. サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際し、安全及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に直接触れる設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
4. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えて1kmにつき 16円を徴収する。
5. 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、渋谷区、世田谷区、目黒区、品川区、港区の区域とする。

第8条 (サービスの利用にあたっての留意事項)

入浴の際、食事は入浴時の前後1時間から1時間半位は摂らないように、ご利用者若しくは家族の方に事前にお願ひする。

第9条 (相談・苦情対応)

1. 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2. 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

第10条 (事故処理)

1. 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3. 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第11条 (緊急時等における対応方法)

1. 訪問入浴介護従事者は、訪問入浴介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
2. 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

第12条 (虐待防止のための措置に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、訪問入浴介護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置き、虐待の発生又はその再発を防止する。
2. 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条 (その他運営についての留意事項)

1. 指定訪問入浴介護事業所は、訪問入浴介護従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社クローバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月6日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別紙料金表

(介護予防) 訪問入浴介護費

サービス内容	利用料 (10 割)	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
介護予防訪問入浴介護費 (全身入浴)	9758 円	976 円	1952 円	2928 円
介護予防訪問入浴介護費 (清拭 部分浴)	8778 円	878 円	1756 円	2634 円
訪問入浴介護費 (全身入浴)	14432 円	1440 円	2887 円	4330 円
訪問入浴介護費 (清拭 部分浴)	12984 円	1299 円	2597 円	3897 円
初回加算 1 月につき	2280 円	228 円	456 円	684 円
サービス提供体制加算Ⅱ	410 円	41 円	82 円	123 円
訪問入浴処遇改善加算Ⅱイ	1 ヶ月の介護報酬総単位数×11.6%を加算します			

【その他加算】

- * 1 級地 (東京都 23 区内) 1 単位 11.40
- * 介護職員 3 名が訪問入浴介護を行った場合 95/100
- * 介護職員 2 名が介護予防訪問入浴介護を行った場合 95/100
- * 法定代理受領の場合は上記金額の 1 割。(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

料金表作成上の注意点

◇介護報酬については、以下の告示等を確認のこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）
- 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 12 年厚生省告示第 22 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（平成 12 年老企第 36 号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（平成 18 年老計第 0317001 号）